

## ふるさと納税の指定と平成30年度寄附実績について

## 1. ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について

このことについて、令和元年5月14日付総税市第9号により総務大臣から通知がありました。(別紙参照)

これにより、出雲市へのふるさと寄附については、地方税法の寄附金税額控除の対象となります。

なお、指定対象期間は、令和元年6月1日から令和2年9月30日で、以降、毎年更新の手続きが必要となります。

## 2. 平成30年度寄附実績等について

- (1) 平成30年度の寄附金額 326,057,047円(寄附件数は20,575件)  
(参考:直近4年間の寄附実績)

年 度	寄 附 金 額	寄 附 件 数
平成29年度	360,820,053円	19,942件
平成28年度	469,584,190円	23,769件
平成27年度	171,257,304円	12,950件
平成26年度	141,621,543円	12,056件

- (2) 平成30年度事業への寄附金充当について

平成29年中の寄附について、平成30年度に、次の事業に活用しました。

対 象 事 業	寄 附 金 充 当 額
① 縁結びのまち出雲のシティセールス・ブランド化推進	15,370千円
② プロスポーツ化支援(プロ女子サッカー支援事業)	4,657千円
③ 出雲の魅力の情報発信(縁結び情報発信など)	31,751千円
④ 産業・観光の振興(観光振興事業、地場企業支援事業など)	91,213千円
⑤ 環境施策の推進(リサイクル推進、トキによるまちづくり)	25,994千円
⑥ 芸術文化の振興、歴史文化資源の保存・活用	37,033千円
⑦ スポーツ振興事業	2,949千円
⑧ 福祉サービスの充実、高齢者福祉(高齢者外出支援事業など)	33,145千円
⑨ 教育の充実、子育て支援(総合的学習推進事業など)	82,397千円
⑩ 市民参画と協働によるまちづくり(市民協働推進事業など)	4,546千円
⑪ その他市長が認める事業(集落支援事業など)	36,015千円
合 計	365,070千円

(3) 平成30年度 進呈特産品・寄附者について

① 進呈特産品ベスト5

	1位	2位	3位	4位	5位
特産品	創業百周年企画 「出雲そば・和 麺詰合せ」	最高級 「超トマト」	シャイン マスカット	特選出雲そば (乾麺)27人前	デラウェア
事業者	(有)児玉製麺	(株)いずも農園	J Aしまね 出雲地区本部	(有)児玉製麺	J Aしまね 出雲地区本部
件数	4,654	2,130	1,260	654	601
%	19.1	8.7	5.2	2.7	2.5

② 出雲ブランド商品ベスト5

	1位	2位	3位	4位	5位
商品	アルファ化米 非常食安心 セット9食入り	セキスイ壺 MIGUSA フロア壺2枚 セット	島根ナカバヤシ 高級糸綴じノート 文具セット	究極のタオル ギフトセット	出西焼
事業者	アルファ食品(株)	積水成型工業(株)	島根ナカバヤシ(株)	K B ツヅキ(株)	(株)特産ひかわ
件数	257	142	63	41	33
%	1.1	0.6	0.3	0.2	0.1

③ 出身地別データ分析 (申込段階で集計)

	市								市外 未記入者含む
	市内	旧出雲	旧平田	旧佐田	旧多伎	旧湖陵	旧大社	旧斐川	
件	887	389	166	63	36	47	95	91	20,407
%	4.2	1.8	0.8	0.3	0.1	0.2	0.5	0.5	95.8

④ 都道府県別寄附者データ分析

ア. 都道府県ベスト5

	1位	2位	3位	4位	5位
都道府県名	東京都	神奈川県	大阪府	愛知県	千葉県
件	5,677	2,210	1,804	1,404	1,145
%	27.6	10.7	8.8	6.8	5.6

イ. ブロック別の状況

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄	合計
件	566	504	10,635	2,418	4,173	962	306	1,011	20,575
%	2.7	2.4	51.7	11.8	20.3	4.7	1.5	4.9	100

総 務 市 第 9 号  
令 和 元 年 5 月 14 日

島 根 県 出 雲 市 長 殿

総 務 大 臣  
( 公 印 省 略 )

ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について (通知)

標記の件について、地方税法 (昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定により、貴団体をこれらの規定に規定する募集の適正な実施に係る基準並びに法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号に掲げる基準に適合する地方団体として指定します。指定対象期間は、令和元年6月1日から令和2年9月30日までとします。

